

「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」について

平成 25 年 3 月 6 日
中小企業・小規模事業者
経営改善支援対策本部

1. 中小企業・小規模事業者の経営改善に関する支援体制の強化を図るとともに、年度末及び年度明け以降の資金繰り支援を万全なものとしていくため、経済産業大臣を本部長として、関係機関から構成される「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、今後一年程度を目途として、中小企業・小規模事業者の経営改善を集中的に支援する。
2. 本部の構成員は別紙 1 のとおりとする。また、本部を補佐するために幹事会を設置する。幹事会の構成員は別紙 2 のとおりとする。
3. 本部に関する事務は中小企業庁において処理する。